

1. 委員長談話

(告示日)

本日、衆議院福岡県第6区選出議員補欠選挙が告示され、来る10月23日に投票が行われます。

選挙は、議会制民主主義の根幹をなすものであり、国民が主権者として政治に参加する重要な機会です。更に、選挙は、私たちの暮らしや国の政治の行方を決める上で、極めて重要な意義を持つものです。

有権者のみなさんにおかれては、候補者や政党の政見や政策を十分に検討され、積極的に投票されるようお願いいたします。当日の投票が困難な方は、期日前投票を活用し、投票してください。

また、候補者、政党におかれましては、その政見や政策を十分有権者に訴えられるとともに、選挙のルールを厳守し、明るく、きれいな選挙を行われますよう切望します。

平成28年10月11日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

(投票日)

本日は、衆議院福岡県第6区選出議員補欠選挙の投票日です。

有権者の皆さんは、候補者や政党の訴えを受け、その内容とご自身の思いを十分に検討されたことと存じます。

選挙は、民主主義の根幹をなすものであり、私たち国民が政治に参加し、その意思を表示する最も重要かつ基本的な機会です。更に、選挙は、私たちの暮らしや国の政治の行方を決める上で、極めて重要な意義を持つものです。

どうか、有権者のみなさんは、この選挙の意義を十分認識され、候補者や政党の政見や政策をよく見極め、主権者としての自覚と責任を持って、積極的に投票に参加されますよう切望します。

平成28年10月23日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

2. 事務日程表

1 この日程表は、衆議院福岡県第6区選出議員補欠選挙の事務執行手続の中で、主要な事務についてその概要を記載したものです。

2 この日程表に用いた法令名等は次のとおり省略しました。

憲	法	-----	日本国憲法	
自	治	法	-----	地方自治法（昭和22年法律第67号）
法	-----	公職選挙法（昭和25年法律第100号）		
令	-----	公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）		
規	-----	公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）		
在	規	-----	在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）	
規	程	-----	公職選挙法事務取扱規程（平成12年福岡県選挙管理委員会告示第50号）	
運	規	-----	公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会告示第41号）	
放	規	-----	政見放送及び経歴放送実施規程	

月 日	曜 日	県		
		処 理 事 項	根 拠 法 令	備 考
		<ul style="list-style-type: none"> ○衆議院福岡県第6区選出議員補欠選挙の執行計画の決定 ○選挙管理委員会開催（委員会提出事項の議決） ○臨時啓発計画の決定及び実施 ■選挙管理委員会の規程等の整備（改正、告示） ○事務分担の作成、選挙事務の委嘱 ○選挙長及び同職務代理者の選任準備 ○投票用紙等の印刷・発送、諸印刷物の作成・発送 ○標旗、腕章等証明書類等の作成、ポスター・ビラ証紙の印刷 ○各種告示案、通知案の作成 ○選挙公営書類の準備 ○取締機関、報道機関との協議・打合せ ○供託取扱機関への依頼・通知 ○政見放送事務打合せ ■個人演説会等公営施設の指定報告の受理及び告示 ○ポスター掲示場設置場所の報告の受理 ○指定投票区の指定等の通知の受理（該当する場合） ○市町選挙管理委員会委員長・書記長会議の開催 ○立候補予定者説明会の開催 ○立候補届出書類事前審査、立候補受付準備（関係証明書類の整備） ■選挙時登録要領の告示 ○選挙運動に関する支出金額の制限額算定 	<p>法6①</p> <p>法75①、令80</p> <p>令109の41ほか</p> <p>法161③④</p> <p>令26②</p> <p>令14②</p> <p>法194 令127</p>	

月 日	曜 日	市 町		
		処 理 事 項	根 拠 法 令	備 考
		<ul style="list-style-type: none"> ○衆議院福岡県第6区選出議員補欠選挙の執行計画及び事務計画の決定 ○選挙管理委員会開催（委員会提出事項の議決） ○市町長郵局の職員に対する選挙事務の委嘱又は充当等に係る市町長との協議 ○市町の職員に対する選挙事務の委嘱並びにその事務処理の指導 ○臨時啓発計画の決定及び実施 ■ポスター掲示場設置場所の告示及び県委員会への写しの送付 ○立候補予定者へのポスター掲示場設置場所一覧表及び図面の交付 ○投票用紙等諸印刷物の受領及び保管 ○期日前投票に関する事務従事者の決定及び期日前投票所等の設備 ○不在者投票に関する事務従事者の決定及び投票記載場所等の設備 ○期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任準備 ○期日前投票所の投票立会人の選任準備 ○投票管理者及び同職務代理者並びに開票管理者及び同職務代理者の選任準備 ○投票所入場券等必要書類の印刷 ○投票箱、点字器等選挙に使用する資材器具等の点検及び準備 ◎個人演説会等の施設の指定及び報告 ○個人演説会等の施設の使用予定表の作成、施設の使用に関する定め及び公表に係る当該施設の管理者への指導 ■指定投票区の指定を行った場合の告示及び県選管への通知 ○郵便等による在外投票の投票用紙及び投票用封筒の交付（交付は9月16日から、請求は選挙期日の4日前までに） ○国外不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の交付（交付は告示日以前の市区町村選管の定める日から。特定国外派遣組織の長の請求は選挙期日の3日前までに） ■選挙時登録の総覧場所の告示（10月8日までに）（総覧開始の日（告示日）の3日前までに） ■在外選挙人名簿登録の総覧場所の告示（10月8日までに）（総覧開始の日（告示日）の3日前までに） ○選挙時登録（国内の選挙人名簿）（10月10日）（告示日の前日） ○在外選挙人名簿登録（10月10日まで）（告示日前日まで） ◎選挙人名簿登録者数の報告（10月10日） （在外選挙人名簿登録者数の報告） 	<p>自治法180の3</p> <p>法273</p> <p>法6①</p> <p>法144の2④ 通規10の2③</p> <p>令111の2</p> <p>法48の2 令49の7</p> <p>法49 令第5章</p> <p>法48の2⑤ （法37）、令24</p> <p>法48の2⑤ （法38）</p> <p>法37、令24 法61、令67</p> <p>法38</p> <p>令31</p> <p>法161</p> <p>令118、119②</p> <p>法37⑦、令26②</p> <p>令65の11①② 在規23、規程27</p> <p>令59の5の4⑤⑦</p> <p>法23②</p> <p>法30の7②</p> <p>法22②</p> <p>法30の6①② 令22①</p>	

月日	曜日	逆算日	県	処 理 事 項	根 拠 法 令
10	火	12		<p>衆議院福岡県第6区選出議員補欠選挙期日の告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 選挙長及び同職務代理者の選任告示 ■ 選挙長事務を取り扱う場所の告示 ■ 選挙運動に関する支出金額の制限額の告示 ■ ポスター掲示場ポスターを掲示することができる日時の告示 ■ 選挙立会人決定のくじを行う場所及び日時時の告示 ■ 選挙会の場所及び日時時の告示 ■ 政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時時の告示 ■ 立候補の受付（立候補者の告示、通知、照会及び報告） <ul style="list-style-type: none"> ○ 候補者への標旗、腕章その他の証明書類の交付 ○ 選挙運動用ポスター証紙及びビラ証紙の交付 <p><選挙運動開始></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 出納責任者の選任届及び異動届の受付開始 ○ 選挙事務所の設置届及び異動届の受付開始 ○ 選挙運動のために使用する事務員、専ら法141①の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のため記のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に関する届出の受付開始 <p><選挙公報掲載文掲載申請の受付></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 選挙立会人届出の受付開始（10月20日まで）（選挙期日の3日前まで） ○ 選挙公営関係書類の受付開始、確認書の交付 ○ 候補者につき、その死亡、届出の取下、届出の取下、立候補の辞退、法91①②若しくは法103④該当又は届出事項の異動があった場合の市町選挙管への通知（その都度） ○ 違反選挙事務所の閉鎖命令（その都度） ○ 違反文書図面の撤去命令（その都度） ○ 選挙公報掲載順序のくじ（午後6時） ○ 政見放送日時決定のくじ及びその結果の候補者、市町選挙及び政見放送実施局への通知 	<p>法33の2⑧</p> <p>法75③ 令80①、81</p> <p>法196</p> <p>法144の2⑤</p> <p>法76</p> <p>法78</p> <p>放規13、14①</p> <p>法86、令92</p> <p>法142⑦、144②</p> <p>法129</p> <p>法180、182</p> <p>法130、令108</p> <p>法197の2⑤ 令129⑦⑧⑨</p> <p>法168①</p> <p>法76</p> <p>令109の4外 令92①</p> <p>法134</p> <p>法147、201の11①</p> <p>法169⑤ 運規29</p> <p>放規13、14①③</p>

市 町	処 理 事 項	根 拠 法 令	備 考
	<p>■ 期日前投票所の場所（二以上の期日前投票所を設ける場合は、全ての期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間）の告示</p> <p>■ 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任告示</p> <p>■ 在外選挙人に係る期日前投票所の指定及び告示 ※期日前投票所を1か所しか設けない場合も必要</p> <p>■ 二以上の期日前投票所を設ける場合、一の期日前投票所を除いた期日前投票所の開閉時刻の変更告示及び期日前投票所の投票管理者への通知</p> <p>■ 投票所の告示（10月18日までに）（選挙期日の5日前までに）</p> <p>■ 投票管理者及び同職務代理者の選任告示</p> <p>■ 投票所の開閉時刻の変更告示、投票管理者への通知及び県選挙管への届出（該当する場合）</p> <p>■ 開票の場所及び日時時の告示</p> <p>■ 開票管理者及び同職務代理者の選任告示</p> <p>■ 開票立会人決定のくじを行う場所及び日時時の告示</p> <p>■ 候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時時の告示</p> <p>○ 期日前投票所の投票立会人の選任（2人）並びに本人及び期日前投票所の投票管理者への通知</p> <p>○ 投票所入場券の配付（できるだけ速やかに）</p> <p>○ 開票立会人届出の受付開始（10月20日まで）（選挙期日の3日前まで）</p> <p>○ 公営施設使用の個人演説会開催届の受付開始</p> <p>○ 選挙事務所の設置届及び異動届の受付開始</p> <p>○ 違反選挙事務所の閉鎖命令（その都度）</p> <p>○ 違反文書図面の撤去命令（その都度）</p> <p>○ 選挙長から通知のあった候補者に関する事項の投票管理者及び開票管理者への通知（その都度）</p> <p>◎ 氏名等掲示のくじ（午後5時以降） （氏名等掲示の原簿の県選挙管へのファクシミリによる送信）</p> <p>○ 期日前投票所及び不在者投票記載所内の氏名等掲示の準備</p> <p>○ 選挙人名簿の経覧（10月11日）及び在外選挙人名簿経覧（10月11日）</p>	<p>法48の2⑥ (法41)</p> <p>法48の2⑤ (法37)、令24 令49の7、(令25)</p> <p>法49の2② (法48の2①) 令65の13③</p> <p>法48の2⑥ (法40)</p> <p>法41</p> <p>法37、令24①、25</p> <p>法40② 規程15</p> <p>法64</p> <p>法61、令67、68</p> <p>法62⑥</p> <p>法175③⑤ 運規35③</p> <p>法48の2⑤ (法38) 令49の7 (令27) 令31</p> <p>法62</p> <p>法163</p> <p>法130、令108</p> <p>法134</p> <p>法147、201の11⑩</p> <p>令92</p> <p>法175③⑤</p> <p>法175②</p> <p>法23① 令23の11②</p>	

月 日	曜 日	逆 算 日	県		
			処 理	事 項	根 拠 法 令
(続 き)					
10 ・ 11	火	12			
10 ・ 12	水	11	○選挙公報の校正及び印刷 (10月12日まで) (13日発送) ○選挙運動の期間前に掲示された候補者の氏名等が記載されているポ スターの撤去命令 (その都度)		法201の14②
10 ・ 13	木	10			
10 ・ 14	金	9			
10 ・ 15	土	8			

月 日	曜 日	逆 算 日	市 町		
			処 理	事 項	根 拠 法 令
			○期日前投票所の投票管理業者への選挙人名簿 (在外選挙人名簿) 又はその抄本の送付 (期日前投票所を設ける期間の初日において当該期日前投票所を開く時刻まで) ○公営ポスター掲示場へのポスターの掲示後、法86⑨の規定による届出の取下、候補者の死亡又は法91①②若しくは法103④に該当する旨の通知を受けたときの当該候補者に係るポスターの撤去		令49の7 (令28①) 令65の13 (49の7 (令28①)) 運規10の6③
			○期日前投票及び不在者投票の受付開始 (10月22日まで) (選挙期日の前日まで) ○期日前投票所及び不在者投票記載所内の氏名等掲示 ○在外投票の受付開始 (10月22日まで) (選挙期日の前日まで) ・在外公箱投票 (告示日の翌日から原則選挙期日の6日前まで) ・郵便等投票 (告示日の翌日から) (投票用紙等の交付は9月16日から、請求は選挙期日の4日前までに) ○期日前投票所及び投票箱の閉鎖 (当該期日前投票所を設ける期間中毎日) ○期日前投票の投票箱の鍵を封印する投票立会人の指定及び封印 (当該期日前投票所を設ける期間中毎日) ○期日前投票における投票録の作成 (当該期日前投票所を設ける期間中毎日) ○選挙運動の期間前に掲示された候補者の氏名等が記載されているポスターの撤去命令 (その都度) ○公営ポスター掲示場の巡回 (随時)		法48の2、49 令第5章 法175② 法49の2 令65の11、65の12 法48の2⑤ (法53) 令49の7 (令43) 令49の9 法201の14②
			○公営施設使用の個人演説会等の開始 ○選挙公報の受領及び配布 (10月21日まで)		法161、163 法170①

月日	曜日	逆算日	県			
			処	理	事	
			項	根	法	
			令			
10・16	日	7				
10・17	月	6	○期日前投票者数(10月16日までの分)の報告の受理 ○投・開票速報担当者説明会			
10・18	火	5				
10・19	水	4				
10・20	木	3	<補充立候補届出期限> <選挙立会人届出期限> ○選挙立会人決定のくじ	法86⑧ 法76(法62) 法76(法62)		
10・21	金	2				
10・22	土	1	<選挙運動最終日> ○期日前投票者数(10月21日までの分・変更になる場合あり)及び当日有権者見込数の報告の受理	法129		

月日	曜日	逆算日	市			町
			処	理	事	
			項	根	法	
			令			
				フェック 欄		
			<在外公館における在外投票最終日> ◎期日前投票者数(10月16日までの分)の報告(変更になる場合あり) <投票所の告示期限>		法49の2① 法41①	
			<郵便等投票(国内)の投票用紙等交付請求の最終日> <郵便等による在外投票の投票用紙等交付請求の最終日>		令59の4① 法49の2① 令65の11	
			<開票立会人の届出期限> <国外不在者投票の投票用紙等の交付請求最終日> ○投票立会人の選任(2～5人)及び本人への通知(最終日)並びに投票管理者への通知 ○開票立会人決定のくじ(開票立会人の選任)並びに本人及び開票管理者への通知		法62① 令59の5の4⑤ 法38①、令27 法62②④⑧ 令70の2	
			<選挙公報の配布完了期限> ○投票所及び開票所の事務従事者の事務分担確定(投票管理者、開票管理者)		法170① 運規32	
			<期日前投票及び不在者投票の最終日> ◎期日前投票者数(10月21日までの分。)及び当日有権者数の県選管への報告 ○期日前投票の投票箱、投票箱の鍵、投票録及び選挙人名簿(在外選挙人名簿)の抄本等の市町選管への送致(当該期日前投票所を設ける期間の末日) ○投票所の設備及び投票所内の氏名等掲示の準備 ○投票管理者へ選挙人名簿(在外選挙人名簿)又はその抄本の送付(投票所を開く時刻までに)		法48の2、49 令第5章 法48の2⑤ (法55) 令49の10 法175① 令32 令28① 令65の13①	

月日		県			根拠法令	
曜日	経過日	処	理	事	項	根拠法令
		投票日	開票日			
		○投票所を設けた場所の入口から300メートル未満の区域に設けられた選挙事務所の閉鎖命令 ○投票及び開票状況の調査 ○投票及び開票の中間速報及び結果速報の受理、集計、発表、総務省への報告				法132、134① 規程18、32
10・23	0					
10・24	1					法66③、規程33
					○開票結果の審査受理 ○開票結果の集計 ○選挙会の準備	
10・25	2				○選挙会の開催（午前10時～）及び選挙録等の県選管への送付 ○選挙長からの当選人決定等の報告（県選管あて） ○当選人への当選の告知（候補者届出政党への当選人の住所及び氏名の告知） ■当選人の住所及び氏名等の告示 ○当選人等の報告（中央選挙管理会あて） ○当選人への当選証書の付与 ○当選証書付与の報告（総務大臣あて） ○選挙結果の整理、報告	法80、令85 法101① 法101② 法101② 法101③ 法105 法108①
10・26	3					
11・7	15				<選挙運動費用に関する収支報告書の提出期限（第1回）> (午後5時まで)	法189 法270

月日		市			町	根拠法令	備考
曜日	経過日	処	理	事	項	根拠法令	備考
		投票日	開票日				
		○投票所を設けた場所の入口から300メートル未満の区域に設けられた選挙事務所の閉鎖命令 ◎投票事務の処理、投票の中間及び結果の速報 ○不在者投票及び不在者投票に関する調査の投票管理者への送致 ○在外投票に関する調査の指定在外選挙投票区投票管理者への送致 ○在外選挙人に係る不在者投票及び不在者投票に関する調査の指定在外選挙投票区投票管理者への送致 ○投票録の作成並びに投票箱、投票録及び選挙人名簿（在外選挙人名簿）の抄本等の開票管理者への送致 ○期日前投票の投票箱、投票箱の鍵、投票録及び選挙人名簿（在外選挙人名簿）の抄本等の開票管理者への送致 ◎開票事務の処理、開票の中間及び結果の速報並びに開票録の作成				法132、134① 規程18 令60、61 令65の19② 令65の13① (令60①)、61④ 法54、55 規程20 法48の2⑤(法55)、令49の10 法66、70 規程32 法66③、規程33	
					◎開票結果の報告（選挙長に）		
					○選挙事務の整理、報告		

3. 衆議院福岡県第6区選出議員補欠選挙臨時啓発事業の実施について (通知)

このことについて、当委員会では、きれいな選挙の推進、投票参加の呼びかけ及び選挙制度の周知を重点に、別紙計画書に基づき、各種の啓発事業を実施することとしております。

つきましては、貴委員会におかれましても、下記の事項に留意の上、地域の実情に即した有効かつ適切な啓発事業計画を作成し、その推進に鋭意努力されるようお願いいたします。

記

第1 重点事項

1 きれいな選挙の推進

国政における衆議院の役割に対する認識を一層深め、政党等や候補者の主義・主張を十分見極めて、自覚ある投票をするように呼びかけること。

選挙の正しいルールを周知徹底させ、買収・供応等の悪質な選挙違反を一掃し、選挙人の自由な意思で投票することができるようにすること。

2 投票参加の推進

選挙は、主権者たる国民が政治に参加する最も重要で基本的な手段であり、投票することが主権者たる国民の権利であるとともに、民主政治の健全な発展に不可欠であることを周知徹底させること。

また、第24回参議院議員通常選挙から、選挙権年齢が引き下げられたことや若年層の投票率が依然として低い水準であることから、特に若年層の選挙に対する意識の高揚に努めるとともに、選挙期日をはじめ、期日前投票制度、不在者投票制度など、投票に必要な情報の周知徹底を図ること。

第2 実施事業

1 福岡県が行う事業

別紙1「衆議院福岡県第6区選出議員補欠選挙臨時啓発事業計画(案)」のとおり。

2 市町が行う事業

各市町においては、効果的な事業計画を作成し、特に次の事業を重点的に実施することにより、きれいな選挙の推進及び投票参加を呼びかけるとともに、選挙期日及び選挙制度の周知を行うこと。

- (1) 街頭宣伝活動等による広報
- (2) チラシ等の啓発資材の配布
- (3) 広報車による巡回広報
- (4) ポスター等の掲示及び広告塔、横断幕等の掲出
- (5) 広報誌紙・広報番組・庁内放送等による広報
- (6) 選挙関連情報のホームページへの掲載やインターネットを活用した広告
- (7) 高校や大学等の教育機関と連携した広報・参加の呼びかけ
- (8) 地域の明るい選挙推進協議会や啓発活動を行う若者と連携した広報・参加の呼び

かけ

第3 啓発標語（県）

今回の選挙において当委員会が使用する啓発標語は、次のとおりである。

なお、啓発効果をより高めるため、各市町における啓発事業の実施に当たっては、できる限り当委員会の標語と同一のものを使用することが望ましいこと。

<標語> 「 未来へ つなぐ 一票 」

第4 啓発用物資

- 1 当委員会が作成する啓発用物資については、次のとおり各市町への送付を予定しているものであること。

啓発用物資名	送付予定日	備考（配布数等）
懸垂幕	10月4日まで(業者直送)	各市町庁舎及び支所 各1本ずつ
広報車用テープ 又はCD-R	10月5日	「期日前用」と「投票日当日用」2種テープ又はCD-Rを各市町の希望に準じて配布
啓発ポスター (B2サイズ)	10月5日	市:200枚、町:100枚
啓発チラシ (A4サイズ)	10月5日	500部梱包 各市町の希望部数に準じて配布

2 啓発用物資の利用について

- (1) 啓発用物資は、基本的に告示日以降に使用するものであること。
- (2) 広報車用テープ並びにCD-Rについては、広報車を効果的に巡回させることにより、広く選挙期日の周知が図られるよう努めること。
- (3) 懸垂幕については、各市町の本庁舎、支所等に掲出すること。
- (4) ポスターについては、各市町の庁舎、公共施設、繁華街等の選挙人の目につきやすい場所に掲出するなど適宜行うこと。
- (5) チラシについては、各世帯や公共施設等への配布のほか、街頭啓発等の啓発イベントでの配布等に活用すること。

4. 臨時啓発事業の概要

	事業の種類	事業の概要	実施予定期間
1	臨時啓発イベント「GO! VOTE! ~ 私たちも、選挙行くけんね! ~」	イオン小郡ショッピングセンター、西鉄久留米駅において、九州・筑後エリアの女子高校生から選ばれた「いちご姫」による選挙クイズ、ライブ、啓発物資サンプリング等を内容としたイベントを実施。	平成28年10月15日
2	アドトラック巡回広報	選挙をお知らせする広告を掲載したトラックで、投票を呼び掛けるアナウンスを放送しながら、福岡県第6区を巡回。	平成28年10月15日 ~10月16日
3	交通広告による啓発	福岡県第6区内を運行するバス車内及び各駅に広告を掲載。	平成28年10月11日 ~10月23日
4	ポスター及びチラシによる啓発	選挙期日等を記載した啓発ポスターを県及び関係市町の庁舎や高校等に掲出するとともに、啓発チラシを県・関係市町の窓口等で配架。	平成28年10月11日 ~10月23日
5	懸垂幕の掲出による啓発	選挙期日等を記載した懸垂幕を久留米総合庁舎及び関係市町庁舎に掲出。	平成28年10月11日 ~10月23日
6	アナウンスによる啓発	関係市町で使用する広報車用啓発テープ及びCD-Rを作製し配布。	平成28年10月11日 ~10月23日
		各駅構内及び百貨店でアナウンスを実施。	平成28年10月11日 ~10月23日
		久留米総合庁舎でのアナウンスを実施。	平成28年10月11日 ~10月23日
7	県広報媒体利用による啓発	県の広報媒体を活用した広報の実施。 (テレビ・ラジオ)	平成28年10月11日 ~10月23日
8	ホームページによる啓発	県ホームページ内に候補者情報や選挙公報等を掲載したページを作成。	平成28年10月11日 ~10月23日

5. 選挙当日有権者見込数に関する調

当日有権者見込数（国内・在外合計）

市町名	(e) 当日有権者見込数（国内）			(E) 当日有権者見込数（在外）			(X) 当日有権者見込数（合計） (X) = (e) + (E)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
久留米市	117,327	133,904	251,231	127	171	298	117,454	134,075	251,529
大川市	14,378	16,185	30,563	2	9	11	14,380	16,194	30,574
小郡市	22,663	25,742	48,405	13	18	31	22,676	25,760	48,436
うきは市	11,996	13,771	25,767	39	47	86	12,035	13,818	25,853
大刀洗町	6,026	6,638	12,664	21	18	39	6,047	6,656	12,703
大木町	5,444	6,163	11,607	2	3	5	5,446	6,166	11,612
合計	177,834	202,403	380,237	204	266	470	178,038	202,669	380,707

6. 選挙事務報告例による各種報告調

(1) 選挙執行予定報告

選挙の種類	衆議院小選挙区選出議員補欠選挙		
選挙の期日	平成28年10月23日	告示年月日	平成28年10月11日
選挙すべき人員	1人		
選挙区	福岡県第6区		
選挙を行うべき理由	死亡による欠員（平成28年6月21日）		

(2) 立候補届出状況

届出番号	ふりがな 候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	政党、本人、推薦届出の別	新現(前)元別	立候補届出月日
1	にしはら 西原 ただひろ (にしはら 忠弘) ただひろ	男	61	幸福実現党 福岡県本部 総務会長	(幸福実現党)	本人	新	平成28年 10月11日
2	あらい 新井 ふみ子 (あらい 富美子) ふみ子	女	49	政党役員	民進党	政党	新	平成28年 10月11日
3	はとやま はとやま 二郎 (はとやま 二郎) じろう	男	37	無職		本人	新	平成28年 10月11日
4	くらうち くらうち けん (くらうち 謙) けん	男	35	参議院議員 秘書		本人	新	平成28年 10月11日

(3) 選挙結果調

投票結果

区分	男	女	計
当日有権者数	178,038 人	202,669 人	380,707 人
投票者数	80,963 人	92,115 人	173,078 人
棄権者数	97,075 人	110,554 人	207,629 人
投票率	45.48 %	45.45 %	45.46 %

開票結果

ふりがな 候補者氏名	性別	年齢	職業	党派	新現(前) 元別	得票数	当落
にしはら 西原 ただひろ にしはら ただひろ (西原 忠弘)	男	61	幸福実現党 福岡県本部 総務会長	(幸福実現党)	新	2,359	
あらい こと 新井 ふみ子 あらい ふみこ (新井 富美子)	女	49	政党役員	民進党	新	40,020	
はとやま じろう はとやま じろう (鳩山 二郎)	男	37	無職		新	106,531	当
くろうち けん くろうち けん (藏内 謙)	男	35	参議院議員 秘書		新	22,253	

投票総数	173,078 票	持帰りその他	0 票
有効投票数	171,163 票	法定得票数	28,527.166 票
無効投票数	1,915 票	供託物没収点	17,116.300 票
無効投票率	1.11 %		

(4) 当選人に関する報告

選挙期日	平成28年10月23日
当選年月日	平成28年10月25日
当選告示年月日	平成28年10月25日
当選証書付与年月日	平成28年10月25日
全候補者の得票総数	171,163
法定得票数	28,527.166
当選人	鳩山 二郎
得票数	106,531
住所	福岡県大川市大字榎津89番地 3 ルネス・オネストソアラ402号
職業	無職
党派	無所属
生年月日	昭和54年1月1日

7. 投票速報の状況に関する調

市区名	当日有権者見込数						10時00分現在						11時00分現在						14時00分現在					
	(国内のみ)			当日投票者数			当日投票率(%)			当日投票者数			当日投票率(%)			当日投票者数			当日投票率(%)					
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計			
久留米市	117,327	133,904	251,231	7,850	6,820	14,670	6.69	5.09	5.84	13,010	12,250	25,260	11.09	9.15	10.05	23,660	24,360	48,020	20.17	18.19	19.11			
大川市	14,378	16,185	30,563	1,108	831	1,939	7.71	5.13	6.34	1,934	1,661	3,595	13.45	10.26	11.76	3,528	3,404	6,932	24.54	21.03	22.68			
小郡市	22,663	25,742	48,405	1,432	1,273	2,705	6.32	4.95	5.59	2,573	2,481	5,054	11.35	9.64	10.44	4,887	5,082	9,969	21.56	19.74	20.59			
うきは市	11,996	13,771	25,767	832	625	1,457	6.94	4.54	5.65	1,416	1,206	2,622	11.80	8.76	10.18	2,343	2,254	4,597	19.53	16.37	17.84			
大刀洗町	6,026	6,638	12,664	448	402	850	7.43	6.06	6.71	792	758	1,550	13.14	11.42	12.24	1,326	1,324	2,650	22.00	19.95	20.93			
大木町	5,444	6,163	11,607	487	465	952	8.95	7.55	8.20	763	761	1,524	14.02	12.35	13.13	1,300	1,332	2,632	23.88	21.61	22.68			
合計	177,834	202,403	380,237	12,157	10,416	22,573	6.84	5.15	5.94	20,488	19,117	39,605	11.52	9.45	10.42	37,044	37,756	74,800	20.83	18.65	19.67			

市区名	16時00分現在						18時00分現在						19時30分現在					
	当日投票者数			当日投票率(%)			当日投票者数			当日投票率(%)			当日投票者数			当日投票率(%)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
久留米市	28,850	30,830	59,680	24.59	23.02	23.76	33,980	37,180	71,160	28.96	27.77	28.32	37,980	41,800	79,780	32.37	31.22	31.76
大川市	4,278	4,325	8,603	29.75	26.72	28.15	4,954	5,103	10,057	34.46	31.53	32.91	5,511	5,771	11,282	38.33	35.66	36.91
小郡市	6,044	6,462	12,506	26.67	25.10	25.84	7,131	7,879	15,010	31.47	30.61	31.01	8,082	8,870	16,952	35.66	34.46	35.02
うきは市	2,895	2,910	5,805	24.13	21.13	22.53	3,326	3,427	6,753	27.73	24.89	26.21	3,683	3,908	7,591	30.70	28.38	29.46
大刀洗町	1,572	1,628	3,200	26.09	24.53	25.27	1,809	1,941	3,750	30.02	29.24	29.61	1,986	2,164	4,150	32.96	32.60	32.77
大木町	1,536	1,610	3,146	28.21	26.12	27.10	1,791	1,909	3,700	32.90	30.98	31.88	1,979	2,128	4,107	36.35	34.53	35.38
合計	45,175	47,765	92,940	25.40	23.60	24.44	52,991	57,439	110,430	29.80	28.38	29.04	59,221	64,641	123,862	33.30	31.94	32.57

市区名	当日有権者数 (在外含む)						投票者数 (在外含む)						結了(在外含む) 投票率(%)					
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計			
	久留米市	117,454	134,075	251,529	50,528	57,566	108,094	43.02	42.94	42.97								
大川市	14,380	16,194	30,574	8,422	9,831	18,253	58.57	60.71	59.70									
小郡市	22,676	25,760	48,436	11,028	12,324	23,352	48.63	47.84	48.21									
うきは市	12,035	13,818	25,853	5,597	6,377	11,974	46.51	46.15	46.32									
大刀洗町	6,047	6,656	12,703	2,745	3,105	5,850	45.39	46.65	46.05									
大木町	5,446	6,166	11,612	2,643	2,912	5,555	48.53	47.23	47.84									
合計	178,038	202,669	380,707	80,963	92,115	173,078	45.48	45.45	45.46									